

浜通り医療提供体制強化事業実施要領の「補助基準額」について

第3 補助金の算定

(2) 補助基準額

ア 被災失業者等及び県外医療従事者の常勤雇用の場合

補助基準額

=

月額給与

×

勤務月数

+

年間賞与その他
特別給与額

職 種	月額給与	勤務月数	年間賞与その他 特別給与額
① 医師	854千円	月数	822千円
② 歯科医師	788千円	月数	308千円
③ 薬剤師	413千円	月数	718千円
④ 看護師	350千円	月数	783千円
⑤ 准看護師	291千円	月数	632千円
⑥ 診療放射線・診療X線技師	356千円	月数	951千円
⑦ 臨床検査技師	321千円	月数	825千円
⑧ 理学療法士、作業療法士	300千円	月数	667千円
⑨ 栄養士	267千円	月数	624千円
⑩ 歯科衛生士	295千円	月数	484千円
⑪ 歯科技工士	327千円	月数	571千円
⑫ 介護支援専門員（ケアマネージャー）	289千円	月数	655千円
⑬ 上記以外	300千円	月数	690千円

イ 被災失業者等及び県外医療従事者の非常勤雇用の場合

ウ 県外からの医療支援を受ける場合

補助基準額

=

月額給与×1／21
(千円未満切捨て)

×

勤務日数

職 種	月額給与×1／21 (千円未満切捨て)	勤務日数
① 医師	854千円×1／21＝40千円	日数
② 歯科医師	788千円×1／21＝37千円	日数
③ 薬剤師	413千円×1／21＝19千円	日数
④ 看護師	350千円×1／21＝16千円	日数
⑤ 准看護師	291千円×1／21＝13千円	日数
⑥ 診療放射線・診療X線技師	356千円×1／21＝16千円	日数
⑦ 臨床検査技師	321千円×1／21＝15千円	日数
⑧ 理学療法士、作業療法士	300千円×1／21＝14千円	日数
⑨ 栄養士	267千円×1／21＝12千円	日数
⑩ 歯科衛生士	295千円×1／21＝14千円	日数
⑪ 歯科技工士	327千円×1／21＝15千円	日数
⑫ 介護支援専門員（ケアマネージャー）	289千円×1／21＝13千円	日数
⑬ 上記以外	300千円×1／21＝14千円	日数